

田母神前航空幕僚長の懸賞論文に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月六日

藤 末 健 三

参議院議長 江田 五月 殿

田母神前航空幕僚長の懸賞論文に関する質問主意書

田母神俊雄前航空幕僚長が、民間企業の主催する懸賞論文に、「日本は侵略国家であつたのか」と題する政府の歴史認識と見解が異なる内容の論文を投稿し、その論文が公表された。

政府の一員であり、自衛官のトップである航空幕僚長がこのような歴史認識を持ち、それを公表するということは、シビリアン・コントロール上からも決して看過できる問題ではないと考える。

そこで以下質問する。

一 自衛官への教育の中で、日本の歴史教育は行われているのか。行われているとしても、田母神氏の主張するような歴史認識に基づく内容ではないと推測するが、自衛官への歴史教育に対する政府の認識を確認したい。

二 田母神前航空幕僚長による論文に書かれている内容は、文民ではない自衛官による政治干渉であるという見方もあるが、このような見方について政府の見解を示されたい。

三 今後、今回のような自衛官による政府見解と異なる内容が公表されるという問題が起きた場合、政府はどのような対応を行っていくのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

